

参考資料の入手方法とお問い合わせ先

参考資料などの情報を
入手したい時

- 農林水産省のホームページ(トレーサビリティ関係)に、法律及び関係規定の全文やパンフレットのほか、(社)中央畜産会などの団体が作成した手引書など参考資料を掲載しています。

アドレス <http://www.maff.go.jp/trace/top.htm>

- (独)家畜改良センターのホームページから、個体識別情報を検索できます。

アドレス <http://www.nlbc.go.jp/>

質問や相談がある時

- 各都道府県の地方農政局又は地方農政事務所の消費・安全部安全管理課(又は地域課)の牛トレーサビリティ係(沖縄県は沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課 食品安全係)にお問い合わせ下さい。

所在地	機関名	電話番号(内線番号)	所在地	機関名	電話番号(内線番号)
北海道	北海道農政事務所	011-642-5463(461)	滋賀県	滋賀農政事務所	077-522-4261(265)
青森県	青森農政事務所	017-775-2151(254)	京都府	近畿農政局	075-451-9161(2224)
岩手県	岩手農政事務所	019-624-1125(334)	大阪府	大阪農政事務所	06-6943-9691(218)
宮城県	東北農政局	022-263-1111(4323)	兵庫県	兵庫農政事務所	078-331-9944(310)
秋田県	秋田農政事務所	018-862-5611(423)	奈良県	奈良農政事務所	0742-23-1283(326)
山形県	山形農政事務所	023-622-7231(133)	和歌山県	和歌山農政事務所	073-422-4101(265)
福島県	福島農政事務所	024-534-4141(124)	鳥取県	鳥取農政事務所	0857-22-3131(683)
茨城県	茨城農政事務所	029-221-2185(322)	島根県	島根農政事務所	0852-24-7311(125)
栃木県	栃木農政事務所	028-633-3311(334)	岡山県	中国四国農政局	086-224-4511(2357)
群馬県	群馬農政事務所	027-221-1181(522)	広島県	広島農政事務所	082-281-2111(222)
埼玉県	関東農政局	048-600-0600(3224)	山口県	山口農政事務所	083-922-5200(514)
千葉県	千葉農政事務所	043-224-5611(356)	徳島県	徳島農政事務所	088-622-6135(408)
東京都	東京農政事務所	03-3214-7323(220)	香川県	香川農政事務所	087-831-8155(410)
神奈川県	神奈川農政事務所	045-211-1331(5051)	愛媛県	愛媛農政事務所	089-924-7121(117)
山梨県	山梨農政事務所	055-226-6611(327)	高知県	高知農政事務所	088-875-2155(525)
長野県	長野農政事務所	026-233-2500(644)	福岡県	福岡農政事務所	092-281-8261(243)
静岡県	静岡農政事務所	054-246-6121(324)	佐賀県	佐賀農政事務所	0952-23-3132(313)
新潟県	新潟農政事務所	025-228-5212(308)	長崎県	長崎農政事務所	095-822-3291(316)
富山県	富山農政事務所	076-421-6123(320)	熊本県	九州農政局	096-353-3561(4535)
石川県	北陸農政局	076-263-2161(3725)	大分県	大分農政事務所	097-532-6131(323)
福井県	福井農政事務所	0776-36-1790(326)	宮崎県	宮崎農政事務所	0985-22-3181(313)
岐阜県	岐阜農政事務所	058-271-4044(315)	鹿児島県	鹿児島農政事務所	099-222-0121(412)
愛知県	東海農政局	052-201-7271(2822)	沖縄県	沖縄総合事務局	098-866-0156(332)
三重県	三重農政事務所	059-228-3151(125)			

農林水産省消費・安全局衛生管理課

■最寄りの事務所(地域課)

牛トレーサビリティ監視班

03-3502-8111(内線3211~3)

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法について

牛肉のトレーサビリティ<食肉小売店の対応>



- I. はじめに
 - II. 制度の概要
 - III. 精肉小売段階での具体的な対応
- 参考資料

平成16年6月

農林水産省消費・安全局衛生管理課

I. はじめに

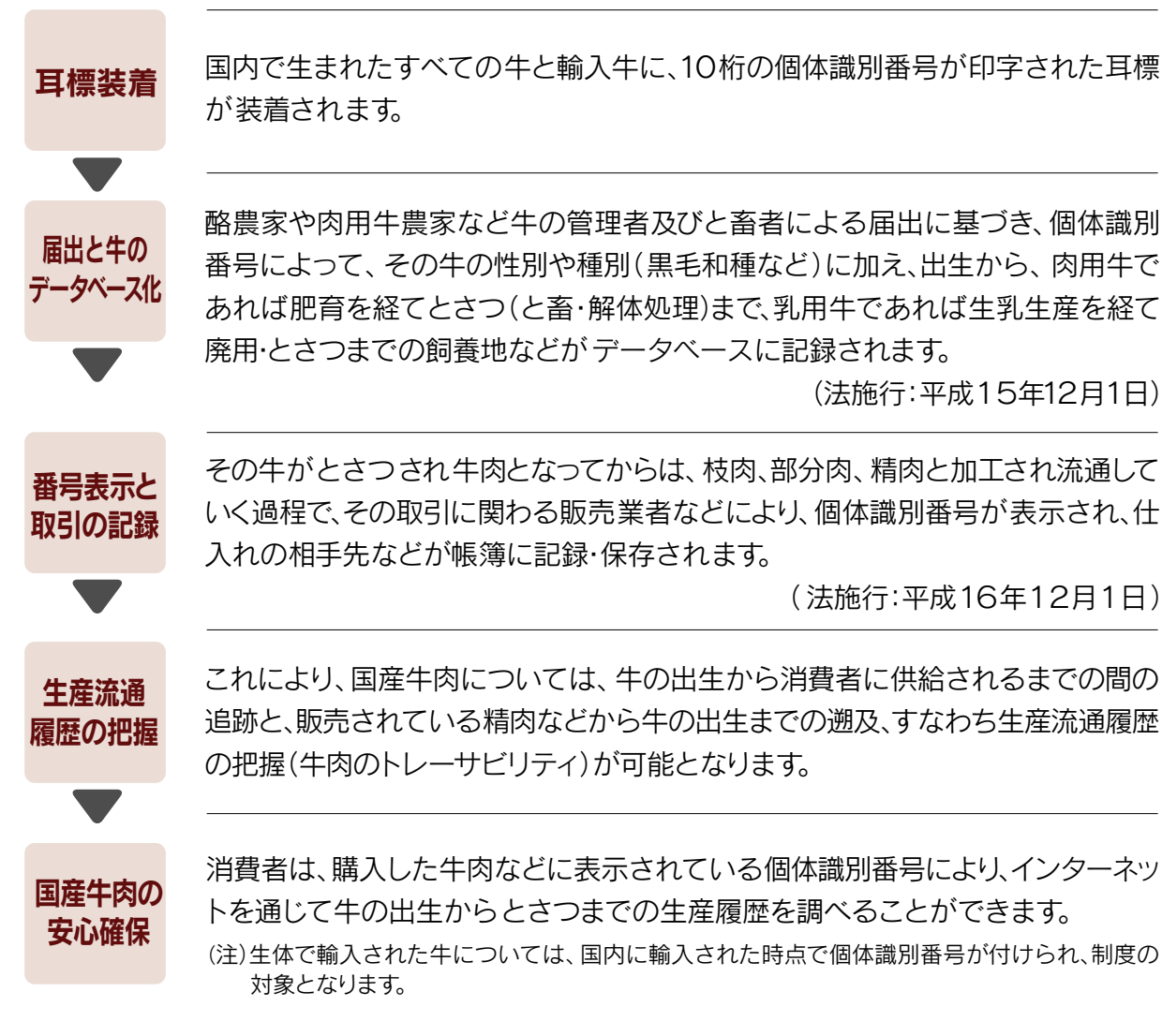
国産牛肉に対する消費者の信頼確保などを図るため、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(通称「牛肉トレーサビリティ法」)が平成15年6月に公布され、牛の管理者及びと畜者を対象とした生産・と畜段階について、平成15年12月1日から施行されました。

1年間の準備期間において、平成16年12月1日からは、牛肉の販売業者などを対象とする流通段階についても施行されることとなっています。

これにより、食肉小売店などでは、個体識別番号(又はロット番号)の表示と、帳簿の備え付けによる仕入れに係る情報などの記録・保存が義務となることから、平成16年12月1日にむけて、準備を進めていくことが必要です。

本冊子は、食肉小売店の皆様に、法令に基づく制度の概要と、具体的な対応についてお知らせするものです。

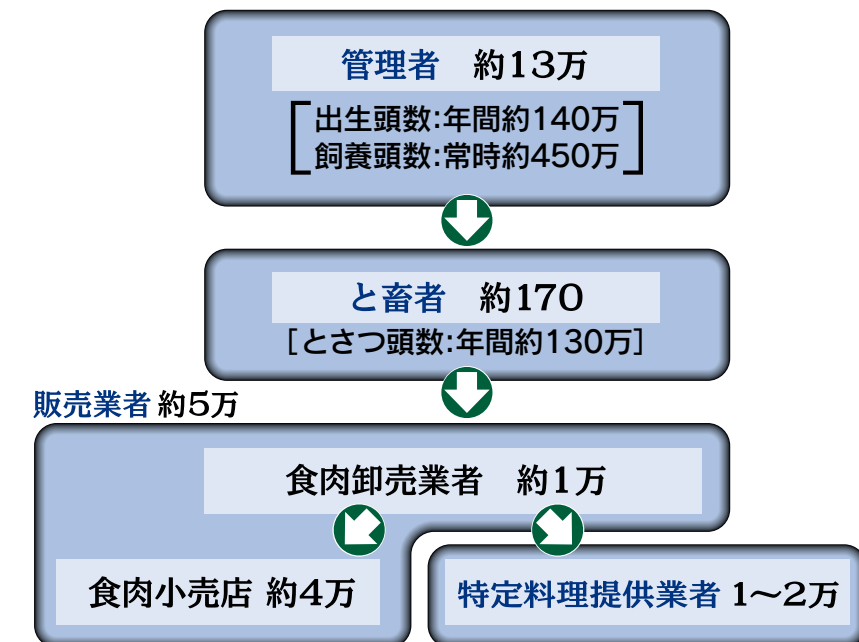
◎牛肉のトレーサビリティとは



◎個体識別番号とは

牛1頭ごとに付けられた10桁の番号です。この番号で、牛の出生から精肉などとして消費者に販売・提供されるまでの牛個体の識別が行われ、この番号により、牛の生産履歴が管理されます。

◎制度の対象となる事業者とは



管理者

牛を管理する者です(牛の運送の委託を受けた運送業者は除きます)。具体的には、ア)酪農家や肉用牛農家など牛の飼養者、イ)共同哺育・育成センターや肥育センターの管理者、ウ)牛の飼養を行う公共牧場の管理者、エ)牛の飼養を行う試験研究機関や教育機関、オ)と畜者とは別にと畜場での牛の管理を行う荷受業者が該当します。管理者は、牛の出生などの届出と耳標の装着を行う必要があります。

と畜者

牛をとさつした者です。と畜者は、牛のとさつの届出と、とさつした牛から得られた特定牛肉(5頁参照)への個体識別番号の表示及び引渡しに関する事項の記録・保存(帳簿の備え付け)を行う必要があります。

販売業者

牛肉の販売の事業を行う者であって、部分肉などの卸売業者や精肉の小売業者(食肉小売店)が該当します。牛肉を原材料とした製品を製造加工し、その卸売を行う製造業者や、弁当などを調理し、その小売を行う、いわゆる中食業者は対象外です。販売業者は、販売する特定牛肉(又はその容器など)に個体識別番号(又は個体識別番号との対応が明らかなロット番号)を表示するとともに、特定牛肉の仕入れ・販売(消費者への販売を除く)に関する事項の記録・保存(帳簿の備え付け)を行う必要があります。

特定料理提供業者

特定料理(焼肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き及びステーキ)の提供の事業を行う者です。ただし、接待など料理の提供以外を主たる事業とする者や、特定料理以外の料理の提供を主とする者は対象外です。特定料理提供業者は、特定牛肉を主たる材料とする特定料理を提供するときは、特定料理(又はその店舗の見やすい場所)に個体識別番号(又は個体識別番号との対応が明らかなロット番号)を表示するとともに、特定牛肉の仕入れに関する事項の記録・保存(帳簿の備え付け)を行う必要があります。

II. 制度の概要



平成16年11月30日までに
とさつされた牛の牛肉には
表示などの義務はありません。

精肉などに表示された
個体識別番号で
牛の生産履歴を
検索可能

農林水産大臣による個体識別台帳の作成<(独)家畜改良センターに委任>

個体識別台帳=牛のデータベース

個体識別番号

- この牛の情報
出生の年月日/雌雄の別/母牛の個体識別番号など
- この牛を管理した者の情報
管理者の氏名/飼養施設の所在地/飼養の開始年月日など
(注)出生からとさつまでのすべての管理者の情報
- この牛のとさつ・死亡の情報
とさつの年月日及びと畜場の名称、死亡の年月日など

牛にかかる部分は、従来から「個体識別システム」と呼ばれています。

HPに生産履歴を公開

<http://www.nlbc.go.jp/>
(携帯用)
<http://www.id.nlbc.go.jp/mobile/>

牛個体情報

個体識別番号	出生の年月日	雌雄の別	母牛の個体識別番号	種別(品種)
1234567890	H14.06.05	去勢(雄)	1012345678	黒毛和種

	飼養県	異動内容	異動年月日	飼養施設所在地	氏名または名称
1	福島県	出生	H.14.06.05	西白河郡西郷村	家畜改良センター
2	福島県	転出	H.15.02.04	西白河郡西郷村	家畜改良センター
3	岩手県	転入	H.15.02.04		
4	岩手県	既存牛の届出	-		
5	岩手県	転出	H.16.11.30		
6	岩手県	搬入	H.16.11.30	紫波郡紫波町	(株)岩手畜産流通センター
7	岩手県	と畜	H.16.12.01	紫波郡紫波町	(株)岩手畜産流通センター

(注)飼養施設所在地及び管理者の氏名または名称は、本人の同意が得られている場合のみ公開します。また、雄の場合、とさつされるまでは「オス」、とさつ後は「去勢(雄)」と表示されます。

(制度を確実にするための措置) 農林水産省職員が、管理者、と畜者、販売業者等に立入検査を行います。また、牛と牛肉が同一であることを確認するため、とさつ直後の枝肉から採取したサンプルと、小売店で販売されている牛肉などから採取したサンプルとのDNA鑑定を行います。

Ⅲ. 精肉小売段階での具体的な対応

① 食肉小売店が行うこと

消費者に精肉を販売する食肉専門小売店、チェーンストアの店舗、食品スーパーなど(以下「食肉小売店」といいます。)が行うこととして法令に規定されているのは、次の2つです。(法令については19・20頁をご覧ください。)

個体識別番号の表示

●特定牛肉を販売するときは、1つの特定牛肉ごとに「容器」・「包装」・「店舗の見やすい場所」のいずれかに、その特定牛肉にかかる牛の個体識別番号又はロット番号を明瞭に表示する。

帳簿の備え付け (仕入れの記録とその保存)

●帳簿を備え付け、仕入れた特定牛肉ごとに、その個体識別番号又はロット番号、仕入れの年月日、仕入れの相手先(氏名又は名称及び住所)、仕入れた重量を記載・記録し、保存する。帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後2年間保存する。

(注)食肉小売店は、販売の記録とその保存は、相手先が消費者であることから不要です。

ただし、他の販売業者や飲食店等に販売する場合は必要です。

特定牛肉

「特定牛肉」とは、(独)家畜改良センターが管理している個体識別台帳に記録されている牛(=輸入牛を含む国内で飼養されたすべての牛)から得られた牛肉であって、とぎつ・部分肉製造・卸売段階における枝肉や部分肉、精肉小売段階における精肉が該当します。食肉小売店についてみると、仕入れの段階の部分肉や、販売の段階の精肉がこれに該当します。

輸入牛肉はすべて対象外であり、国産であっても内臓(ハラミは横隔膜なので内臓)や舌、こま切れ^(注)、ひき肉、牛肉を原材料とする製造・加工品や調理品は対象外です。

「1つの特定牛肉」とは、仕入れ段階であれば部分肉など、精肉小売段階の場合には、例えばパック販売であれば「1パック」ごと、又はこれらを同一の商品として他の商品と区分して配置した「1販売区画」ごと、量り売りであれば、ショーケース内における同一の商品を陳列した「1トレイ」ごととなります。

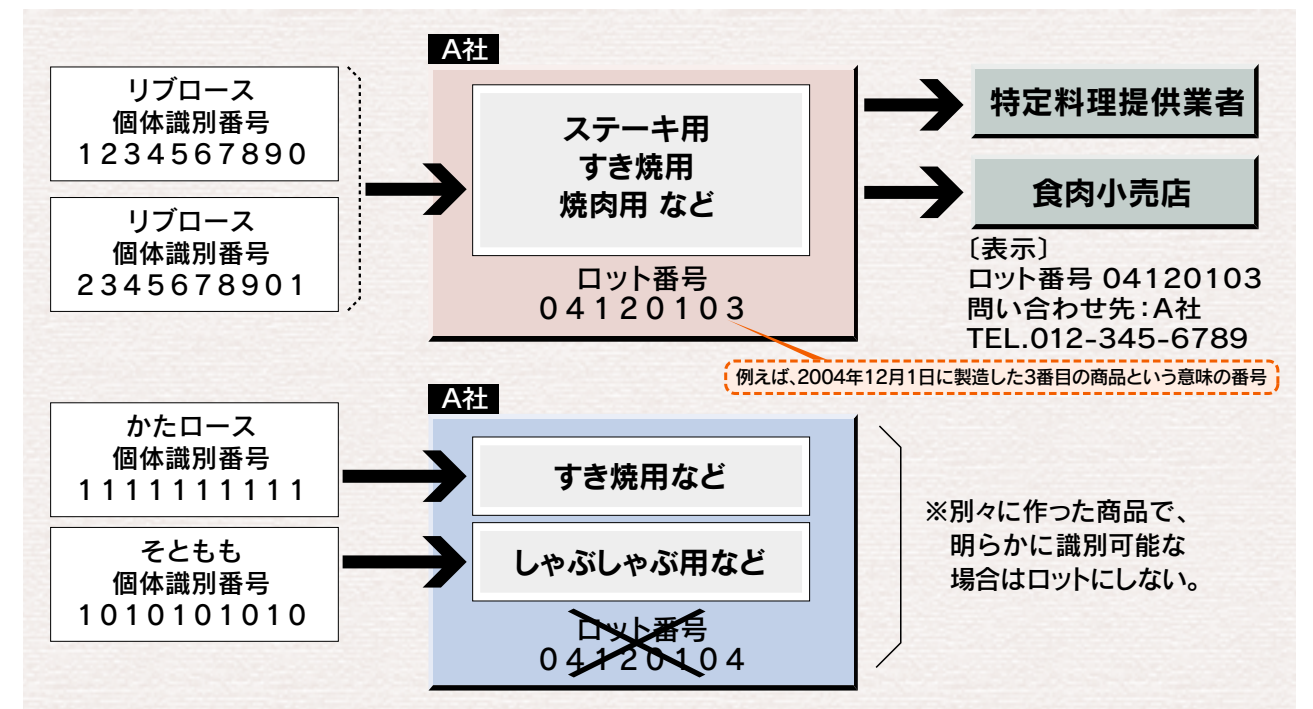
(注)整形過程で発生するいわゆる「くず肉」を商品としたものは対象外です。「こま切れ」のほか、「切り落とし」や「カレー用角切り」も、「くず肉」から作ったものであれば除かれます。

2頭以上の個体識別番号やロット番号の表示

基本的に、1つの特定牛肉には1つの個体識別番号を表示します。しかし、仕入れ先が例えば2頭以上の牛の部分肉を1箱にまとめて1つの商品(1つの特定牛肉)としている場合や、精肉製造段階において2頭以上の牛の部分肉から1つの商品を作る場合があります。このように、1つの特定牛肉(例えば1つのパック)が、複数の牛のいずれから得られたものかを識別することが困難な場合には、複数の牛の個体識別番号を表示することができます。ただし、このような対応は、50頭以下の場合に限って認められます。

また、個体識別番号に代えて、個体識別番号に対応する番号や記号(ロット番号)を表示することもできます。ただし、ロット番号を表示する場合には、ロット番号に対応する個体識別番号が確認できるよう、そのロット番号を設定した者の氏名又は名称及び電話番号(インターネットのアドレスでも可)を併せて表示する必要があります。

なお、ロット番号の表示も、1つのロット番号について50頭以下の場合に限って認められます。(ロット番号表示を含む2つ以上の特定牛肉から新たなロット番号を設定することも可能ですが、この場合も、合計頭数が50頭以下である必要があります。また、新たなロット番号を設定した者は、含まれるすべての牛の個体識別番号を把握し、問い合わせに応じる必要があります。)



帳簿

備え付ける帳簿は、必要事項が記載されるものであれば、様式等は問いません。パソコン等で作成・記録し、紙ではなく磁気ディスクに保存してもかまいません。(ただし、いずれの場合にも、保存期間内に紛失・消失することのないよう注意が必要です。)

また、帳簿は1年ごとに閉鎖することとなっていますが、それぞれの事業者の事業年度で閉鎖すればよく、その時期については規定されていません。(1~12月でも、4~3月でもかまいません。)

2 具体的な対応

食肉小売店が行う個体識別番号の表示と帳簿の備え付け(仕入れの記録とその保存)の具体的な対応方法は、5頁の規定を満たしていれば、業務形態等それぞれの業者の事情や考えにより工夫可能です。

ここでは、制度に対応するための、仕入れから販売までの具体的な手順について例示します。(例示する内容には、法令上の必須事項への対応だけでなく、奨励する手順を含みます。)

なお、帳簿やラベル等の事例は、(社)中央畜産会が、牛肉トレーサビリティ導入専門委員会を開催し取りまとめた「国産牛肉トレーサビリティ導入手引書」から抜粋したものです(一部改変を含みます)。(同手引書には、部分肉製造・卸売・精肉製造段階の対応方法等も紹介されています。農林水産省のホームページに掲載してありますので、ご覧下さい。アドレスは最終頁をご参照下さい。)

(1) 仕入れた特定牛肉の確認

① 部分肉等の表示の確認

- ア. 仕入れた枝肉や部分肉又は精肉に表示されている個体識別番号又はロット番号を確認します。ラベルでの表示が一般的です。
- イ. ダンボール箱で梱包され、中の部分肉等とダンボール箱の両方に個体識別番号又はロット番号が表示されている場合には、両者が一致していることを確認します。特に、複数の部分肉等が一箱に梱包され、ダンボール箱にラベルが複数貼られている場合には注意します。

② 納品伝票等の記載の確認

納品伝票や仕入伝票に記載されている個体識別番号又はロット番号を確認します。1つの部位を大量に仕入れる場合などは、納品伝票や仕入伝票に別紙が添付されている場合があります。

③ 部分肉等の表示と納品伝票等の記載の照合

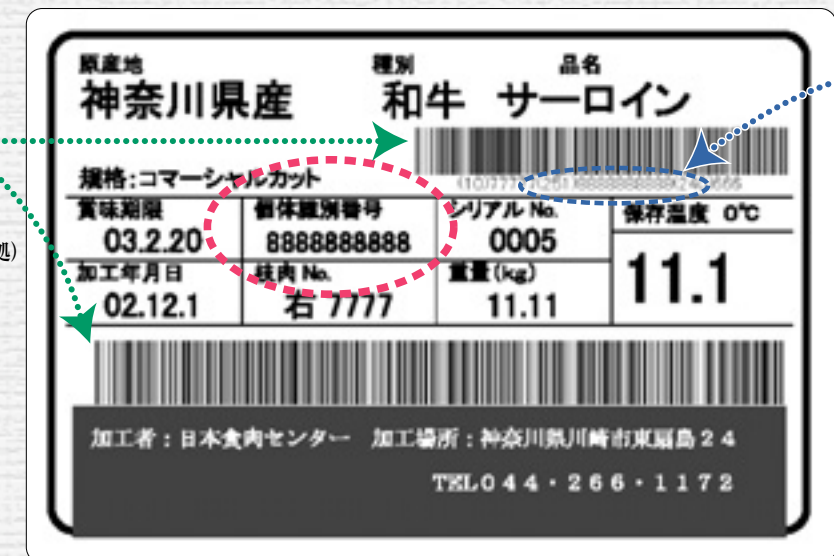
- ア. 部分肉等と、納品伝票等に表示又は記載されている個体識別番号又はロット番号を確認したら、両者が一致していることを確認します。
- イ. 万が一、両者が一致していない場合には、仕入れ先に問い合わせ確認します。
- ウ. 部分肉等に個体識別番号又はロット番号が表示されていない場合には、加工や仕分けして配送するときの識別のための管理用の番号(できれば個体識別番号又はロット番号そのもの)を貼付するなどの工夫が必要です。逆に部分肉等のみで個体識別番号又はロット番号が表示されている場合には、納品伝票等に番号を書き写すことが必要です。

(注)卸売業者等仕入れ先の販売業者は、「特定牛肉」、「容器」、「包装」、「送り状」のいずれかに個体識別番号又はロット番号を表示すればよいことになっています。このため、例えば、納品伝票に番号の記載がなくても法令違反ではありません。しかしながら、番号の正確な伝達のためには、例えば、部分肉をダンボールで梱包する場合であれば、部分肉、ダンボール、納品書のそれぞれに番号を表示することが望ましく、一般的になるものと考えられます。なお、仕入れた特定牛肉の確認についても、法令上の規定はありませんが、以上のような対応が望まれるところです。

■ 部分肉での個体識別番号の表示例



※ダンボール箱に特定牛肉が4つ入っているため、ラベルが4枚貼付されている事例。



農林水産省の補助事業により設定された食肉標準物流バーコード
(国際標準(UCC/EAN-128)に準拠)

補助バーコードに個体識別番号が記録されます。

■ 納品伝票等への個体識別番号の記載例

店長	input	検収者	納品書 (仕入伝票)		伝票区分	伝票番号	検収印		
						12468			
店名	(株)食品スーパー 川崎	店コード	部門コード	納入月日	取引先コード	取引先	(株)川崎ハム		
				15 05 07	1 2 5 7 0 9				
	品名・規格	入数	ケース	商品コード	数量	原単価	原価金額	売単価	備考(売価金額)
1	和牛かたろース 1235689053			81320	13.5	2950	39825		
2	和牛リブロース 2468013579			81511	12.3	3800	46740		
3	和牛ヒレ 1235689053			81530	4.2	5200	21840		
6									
							原価金額合計	108405	売価金額合計
備考							規格欄の数字は個体識別番号です		

※個体識別番号を別紙に記載する事例については10頁参照。

(2)仕入れの記録とその保存(帳簿の備え付け)

部分肉等の仕入れ、精肉製造、小売りを同一店舗で行っている食肉専門小売店のような店舗ごとの対応が基本となります。チェーンストアのように、本部で部分肉等を一括で仕入れ、各店舗で精肉製造したり自社のアウトパック工場で精肉製造したものを、各店舗で消費者に販売する場合には、基本的に本部で記録を行うこととなりますが、仕入れた部分肉等がどの店舗に仕向けられたかが確認できるよう、製造や配送等の情報を記録・管理することが望まれます。

なお、別会社で精肉製造したものを購入して消費者に販売する場合には、食肉小売店は、精肉製造した会社とは別に自らの帳簿を備え付ける必要があります。

また、消費者への販売だけでなく、他の販売業者や飲食店等に販売する場合には、販売の記録も必要となります。

①食肉専門小売店の場合

ア.帳簿への記録

(ア)仕入台帳等の帳簿に、納品伝票等を確認しながら、下記の必要事項を記入し、仕入れを記録します。仕入れの相手先は、一覧表等により別途明らかにしておけば、コード化したり、氏名又は名称だけで住所の記載を省略したりしてもかまいません。

〈必要事項〉

- 仕入れた特定牛肉の **個体識別番号** 又は **ロット番号**
- 仕入れの **年月日**
- 仕入れの **相手先**(氏名又は名称及び住所)
- 仕入れた **重量**

(イ)もちろん、パソコンで作成してもかまいません。

(ウ)また、必要事項が記載されている納品伝票等をノートに貼付したり、そのまま綴って帳簿としてもかまいません。仕入れた特定牛肉について、漏れなく、必要事項を記録することが重要です。

○消費者以外に販売業者や飲食店等に販売している場合

販売業者や飲食店等への販売について、帳簿を備え付け、記録し保存する必要があります。記録が必要な事項は次の4点です。

- 販売した特定牛肉の個体識別番号又はロット番号
- 販売した年月日
- 販売した相手先(氏名又は名称及び住所)
- 販売した重量

イ.帳簿の保存

(ア)帳簿は1年ごとに閉鎖し、2年間保存します。1年ごとに1冊とするのが分かりやすく、また、保存しやすいでしょう。

(イ)紙ではなく、磁気ディスクに記録し保存してもかまいません。

(ウ)いずれの場合も、紛失・消失しないよう注意が必要です。

■帳簿の事例(必要事項を含む仕入管理にかかる台帳を作成する事例)

仕入管理台帳 平成15年 3月分(3月1日～3月31日) 担当						
仕入日 曜日	仕入先名	個体識別番号	仕入れ部分肉 部位名	仕入量 kg	仕入 円	備考
1 (土)	AB畜産	1357902463	和牛リブロース	11.8		
	CDハム	1234567893	和牛サーロイン	12.3		
	NO12	2468013573	和牛ヒレ	4.9		
2 (日)						なし
3 (月)	CDハム	3468013563	交雑種半丸セット	128.8		
	AB畜産	4567890123	国産牛うちもも	12.3		
	CDハム	0987654321	国産牛かたロース	13.5		
4 (火)						なし
5 (水)	川崎ハム	1357013563	和牛半丸セット	128.8		

住所について、仕入先一覧を作成するなど、明らかにしておく必要があります。

■帳簿の事例(納品伝票をノートに貼り付けて作成する事例)

〈納品書〉

店長 input 検収者	納品書 (仕入伝票)		伝票区分	伝票番号 12468	検収印			
店名 (株)食品スーパー 川崎	店コード	部門コード	納入月日 15 05 07	取引先 (株)川崎ハム				
品名・規格	入数	ケース	商品コード	数量	原単価	原価金額	売単価	備考(売価金額)
1 和牛かたロース	8		81320	125.8	2950	371110		
2								
3								
原価金額合計						371110	売価金額合計	
備考 個体識別番号の一覧は別紙です								

〈一覧表〉

個体識別番号一覧表		納入日 15年 5月 7日		納品書No.12468
NO	品名規格	識別番号	個体識別番号	備考欄
1	和牛かたロース	123右	1324689033	
2		123左	1324689033	
3		124右	2345678901	
4		124左	2345678901	
5		125右	1357924680	
6		125左	1357924680	
7		126右	4567123663	
8		126左	4567123663	

H15.5.7

↑ インデックスを付けて、仕入れの年月日を
わかりやすくするとよいでしょう。

②チェーンストア等の場合

チェーンストア等の場合、以下のような場合が考えられます。帳簿の備え付け、すなわち情報の管理は本部の責任で行うことになります。この場合、仕入れた部分肉等がどの店舗に仕向けられたかが確認できるよう、製造や配送等の情報を記録・管理することが望まれます。

	枝肉・部分肉の仕入れ	精肉製造	小 売	
食肉専門小売店	店舗	店舗	店舗	
チェーンストア等	社内(本部)	社内(各店舗)	社内(各店舗)	(ア)
	社内(本部)	社内(加工場) (又は別会社に委託)	社内(各店舗)	(イ)
	別会社	別会社 <small>本部又は各店舗で仕入れ</small>	社内(各店舗)	(ウ)

ア. 帳簿への記録

(ア) 社内の本部で部分肉等を仕入れて各店舗で精肉製造する場合

- a) 本部において、帳簿に、必要事項①の食肉専門小売店の場合を参照)を記載します(必須)。本部では、それぞれの部分肉等の配送先店舗を記録し、さらに、各店舗に配送される部分肉等の個体識別番号又はロット番号が記載された配送伝票等を送付するのが良いでしょう。各店舗では、本部における帳簿の保存の期間中は、配送伝票等を保管するなどして、店舗ごとでも、情報を管理できるようにすることをお勧めします。
- b) 本部で各店舗に納品される部分肉等の個体識別番号又はロット番号を把握できない場合には、本部の責任において各店舗に帳簿を備え付け、各店舗で必要事項を記録します(必須)。この場合、本部においても、各店舗の帳簿の写しを持つなど記録を取りまとめた方が良いでしょう。

(イ) 社内の本部で部分肉等を仕入れて加工場で精肉製造する場合

本部あるいは加工場(アウトパック工場等)において、帳簿に、必要事項を記載します(必須)。製造したパック等の配送先店舗が確認できるよう、必要に応じ仕入れた部分肉等と、製造し配送したパック等の関係が明らかとなる製造管理台帳等を作成すると良いでしょう。さらに、各店舗には、配送されるパック等にかかる個体識別番号又はロット番号が記載された配送伝票等を添付し、各店舗では、本部における帳簿の保存の期間中は、配送伝票等を保管するなどして、店舗ごとでも、情報を管理できるようにすることをお勧めします。

精肉製造を、別会社に委託している場合には、本部の責任において帳簿を備え付け、自らあるいは委託先が必要事項を記録します。さらに、委託先の別会社に、製造管理台帳等の作成や配送伝票等の添付を依頼し、店舗ごとに情報を管理できるようにすることをお勧めします。

(ウ) 別会社から購入した精肉を販売する場合

別会社からの購入の場合、帳簿を備え付け、精肉の仕入れについて、必要事項を記録します(必須)。基本的には(ア)のa)に準じますが、本部において各店舗に納品される精肉の個体識別番号又はロット番号が把握できない場合にはb)に準じて行います。

なお、精肉製造する別会社は、帳簿を備え付けて、仕入れと、販売双方の記録を行う必要があります。

◎(ア)(イ)(ウ)に共通する補足

- 帳簿だけでなく、配送伝票等も、パソコン上で作成・管理してもかまいません。この場合、送付は電気通信回線を利用してもかまいません。
- 各店舗にパックで配送する場合の記録は、商品ごとの重量が明らかであり、パック数から重量が計算できる場合には、「重量」ではなく、「パック数」でもかまいません。

イ. 帳簿の保存

- (ア) 帳簿は1年ごとに閉鎖し、2年間保存します。1年ごとに1冊とするのが分かりやすく、また、保存しやすいでしょう。
- (イ) 紙ではなく、磁気ディスクに記録し保存してもかまいません。
- (ウ) いずれの場合も、紛失・消失しないよう注意が必要です。

※発注・代金決済を行う別会社が介在する場合について

フランチャイズ店のように、各店舗と、いわゆるその本部が別会社であり、本部(別会社)では、各店舗に納入される特定牛肉の個体識別番号やロット番号が把握困難な場合には、各店舗は、仕入れ先を、代金の支払い先である本部(別会社)ではなく、本部(別会社)からの発注を受けて各店舗に納入する販売業者(=納入業者)としてもかまいません。

この場合、納入業者の販売先は、各店舗とする必要があります。

このため、各店舗、本部(別会社)、納入業者の間で、このような取り扱いをすることを確認しておく必要があります。

■帳簿の事例(仕入れ先ごとの台帳を作成する事例)

住所について、仕入れ一覧を作成するなど、明らかにする必要があります。

仕入台帳1		平成15年12月分				管理責任者
仕入先名〇〇食肉センター		仕入先コード 1123				
仕入日	商品名 部分肉名	数量	重量 kg	単価 円	金額 円	備考 (個体識別番号)
12月5日	ホルスフルセット	1	348.2	980	341236	1357902463
12月8日	和牛うちもも	10	52.3	2300	120290	別紙一覧
12月12日	ホルス三角バラ	10	60.5	1380	83490	別紙一覧

■アウトパック工場等でパック製造する場合の記録

●パック製造を記録する台帳の事例

製造管理台帳		平成15年12月11日			管理責任者				
個体識別番号 仕入先コード	部分肉 部位名	前日 在庫量 kg	仕入量 kg	精肉製造数量		廃棄等	残数量 kg	製造 パック数	ロット 番号
				1回	2回				
1357902468 1123	かたロース	3.5	10.9	3.5		0.2	5.7	66	151211
1234567890 1234				10.7					
2468013579 1123				6.5	0.1				

●製造したパックの配送先の記録の事例

配送伝票				
平成15年12月12日 和牛かたロースすき焼用 ロット番号:151211				
店舗コード	店舗名	計量	数量	売単価
0021	川崎店	—	12	480
0022	鶴見店	—	12	480
0023	横浜店	—	20	480
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

(3) 加工時における個体識別番号の管理

精肉製造にあたっては、加工する牛肉を間違わないように、管理用の番号(内部識別番号)を付けたり、部分肉ラベルを肉と一緒に残したりする工夫も必要です。

上記事例のようにアウトパック工場等では、パック等の配送先店舗が確認できるようにするためにも、パック製造を記録する台帳等の作成が望まれますが、食肉専門小売店の場合にも、加工する牛肉について、個体識別番号、精肉製造日、精肉製造重量、在庫重量を帳簿に記録し、間違いのないように管理することが望まれます。

■精肉加工記録簿の事例 (全国食肉事業協同組合連合会作成資料より)

管理番号	個体識別番号 部位名等	加工・在庫記録				備考
		加工日	加工	廃棄・減耗	在庫	
8/17-2 仕入伝票 No.13422	0100030013	8/17			12.2	
	和牛そとも	8/17	5.4		6.8	ももスライス 30パック
	山形産	8/18	6.6	0.2	0	しゃぶしゃぶ用
8/17-3	1200345001	8/17			13.5	

(4) 個体識別番号等の表示

1つの特定牛肉ごとに個体識別番号又はロット番号を「容器」、「包装」、「店舗の見やすい場所」のいずれかに表示することとなっています。消費者が、購入しようとする精肉の個体識別番号を明確に把握できるように表示することが基本です。

また、ロット番号を表示する場合は、必ず、問い合わせ先の氏名又は名称及び電話番号(インターネットのアドレスでも可)を併せて表示する必要があります。

①対面販売の場合

ショーケース内に商品を陳列した対面販売の場合、同一商品を盛った「トレイ」ごとの牛肉が1つの特定牛肉です。

商品のプライスカードに、個体識別番号を記載するのが基本ですが、店頭に表示ボードを掲げ、記号や色分けで個体識別番号又はロット番号を表示し、プライスカードには、それに連動した記号や色を記載することなども考えられます。

プライスカードや表示ボードへの記載は、手書きでかまいませんが、明瞭に記載する必要があります。

②パック販売の場合

パックでのセルフ販売の場合、1つ1つの「パック」又は同一商品のパックを他の商品と区分して配置した「販売区画」が1つの特定牛肉です。

ア. パックに表示する場合

個体識別番号又はロット番号を記載した商品ラベルをパックに貼付するのが一般的です。

また、パックには記号や色分けのマークを貼付し、店頭に表示ボードを掲げ、記号や色分けに対応した個体識別番号又はロット番号を記載することなども考えられます。

イ. 販売区画ごとに表示する場合

店頭に表示ボードを掲げ、同一番号の牛肉からなる商品を配置した販売区画を、個体識別番号を記載した棚帯で区分したり、色分けした棚帯や商品名を記載した棚帯で区分し、表示ボードに対応する個体識別番号又はロット番号を記載することなども考えられます。ただし、この場合は、消費者が別の区画にパックを移しても、区別できるような工夫・配慮が必要でしょう。

■対面販売での個体識別番号等の表示例

●個体識別番号の表示

表示ボード

国産牛肉 トレーサビリティ実施店
 お客様に牛肉を安心してご購入いただけるよう
 トレーサビリティの取り組みを実施しています
 個体識別番号の見方//プライスカードに表示されている記号の
 国産牛肉の個体識別番号は、下記と同じ記号欄に示したものです

記号	販売している牛の個体識別番号									
A	1	2	3	4	5	6	7	8	9	4
	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
B	1	3	5	7	9	2	4	6	8	3
C	2	4	6	8	0	1	3	5	7	9

個体識別番号の全国データベースへのアクセス方法
<http://www.nlbc.go.jp/>



ショーケースの
プライスカード

↓店頭表示ボードの個体識別番号の記号欄の記号(色分け)を表示する。

A	← このマークの個体識別番号は パネルの同じ記号欄に記載しています 【原産地】鹿児島県産	B	← このマークの個体識別番号は パネルの同じ記号欄に記載しています 【原産地】鹿児島県産
和牛サーロインステーキ用 100g	¥1,450	和牛ももしゃぶしゃぶ用 100g	¥680

↓個体識別番号が複数(AとC、AとB)の場合は複数の記号(色分け)を表示する。

A C	← このマークの個体識別番号は パネルの同じ記号欄に記載しています 【原産地】鹿児島県産・宮崎県産	A B	← このマークの個体識別番号は パネルの同じ記号欄に記載しています 【原産地】鹿児島県産
和牛リブロースすき焼き用 100g	¥1,300	和牛もも焼肉用 100g	¥580

表示ボード

●ロット表示の番号

国産牛肉 トレーサビリティ実施店
 お客様に牛肉を安心してご購入いただけるよう
 トレーサビリティの取り組みを実施しています
 [ロット番号の見方]・プライスカードに表示されているマークの
 国産牛肉のロット番号は、下記と同じ記号欄の番号です

マーク	販売している牛のロット番号									
A	1	2	3	4	C	7	8	9	4	
B	1	3	5	7	D	4	6	8	3	

[個体識別番号の問い合わせ先]ロットを構成している
 個体識別番号は下記にお問い合わせください
 [個体識別番号の問い合わせ先]
 住所: 大阪市住之江区南港2 (財)日本食肉流通センター
 tel: 06・6614・0001

←ロットを設定した事業者を表示

店頭表示ボードのロット番号の記号欄の記号(色分け)を表示する。

A	← このマークのロット番号は パネルの同じマーク欄に記載しています 【原産地】鹿児島県産	B	← このマークのロット番号は パネルの同じマーク欄に記載しています 【原産地】鹿児島県産
和牛サーロインステーキ用 100g	¥1,450	和牛ももしゃぶしゃぶ用 100g	¥680

ショーケースの
プライスカード

■パックに貼付する商品ラベルの事例

●個体識別番号の表示

国産牛肩ローススライス
 消費期限 加工年月日 個体識別番号
 04.12.7 04.12.1 0012312345
 保存温度4℃以下
 398 597
 150
 0 412356 005972
 加工者 株式会社 岡山畜産
 東京都港区赤坂6-13
 ラップ PE

●ロット番号の表示

国産牛肩ローススライス
 消費期限 加工年月日 ロット番号(荷口番号)
 04.12.7 04.12.1 A123
 保存温度4℃以下
 398 597
 150
 0 412356 005972
 加工者(問い合わせ先) 株式会社 岡山畜産
 東京都港区赤坂6-13
 03-3582-XXXX
 ラップ PE

↑ロットを設定した事業者の連絡先まで表示。

国産牛肩ローススライス
 消費期限 加工年月日 個体識別番号
 04.12.7 04.12.1 0012312345
 保存温度4℃以下
 398 597
 150
 0 412356 005972
 加工者 株式会社 岡山畜産
 東京都港区赤坂6-13
 ラップ PE

←2頭以上の
個体識別番号の表示も可

■パックに色分けラベルを貼付する事例:表示ボードは左の例と同様

色分けラベル→
(色分けのみでも可)



■販売区画を区別する事例:表示ボードは左の例と同様

陳列棚

パック	パック	パック	パック	パック	パック	パック	パック	パック
パック	パック	パック	パック	パック	パック	パック	パック	パック
パック	パック	パック	パック	パック	パック	パック	パック	パック
A:国産牛かたロース(すき焼用・焼肉用)					C:和牛かたロースすき焼用・しゃぶしゃぶ用・ももしゃぶしゃぶ用			
パック	パック	パック	パック	パック	パック	パック	パック	パック
パック	パック	パック	パック	パック	パック	パック	パック	パック
パック	パック	パック	パック	パック	パック	パック	パック	パック
B:国産牛サーロインステーキ用					D:和牛サーロインステーキ用			

※消費者がパックを別の位置に
置いても商品名でわかるよう
な配慮が必要。

1 卸売業者等が行うこと

部分肉製造・卸売・精肉製造段階等、とさつから小売りに至る間の中間段階の販売業者(卸売業者等)が行うことも、基本的に、食肉小売店が行うことと同様です。ただし、販売相手が消費者ではないことから、販売の記録が必要になります。法令に規定されているのは次の2つです。

個体識別番号の表示

●特定牛肉を販売するときは、1つの特定牛肉ごとに「特定牛肉」・「容器」・「包装」・「送り状」のいずれかに、その特定牛肉にかかる牛の個体識別番号又はロット番号を明瞭に表示する。

帳簿の備え付け (仕入れと販売の記録)

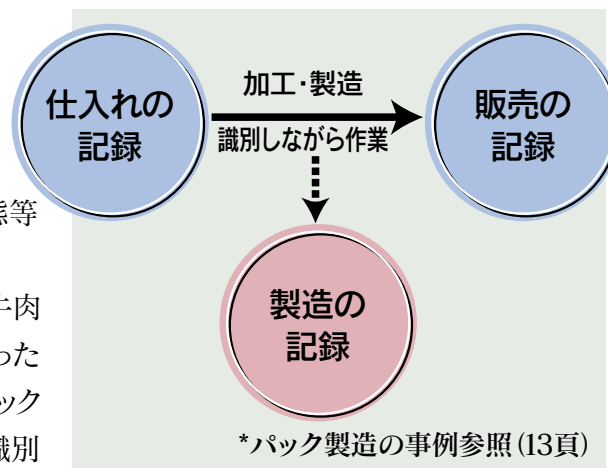
●帳簿を備え付け、仕入れた特定牛肉ごとに、その個体識別番号又はロット番号、仕入れの年月日、仕入れの相手先(氏名又は名称及び住所)、仕入れた重量を記載・記録し保存する。また、販売した特定牛肉ごとに、その個体識別番号又はロット番号、販売の年月日、販売の相手先(氏名又は名称及び住所)、販売した重量を記載・記録し保存する。帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後2年間保存する。

2 具体的な対応

(1) 仕入れ・販売の記録とその保存

上記①の規定を満たしていれば、業務や取引の実態等それぞれの業者の事情や考えにより工夫可能です。

ただし、1つの特定牛肉の仕入れた重量と、その特定牛肉を加工して販売した特定牛肉の重量の確認や、ロットを作った場合のその構成等の確認を容易にし、間違い等をチェックしやすくするためには、加工・製造過程の作業において識別するだけでなく、製造について記録することが望まれます。



帳簿は分けずに、パソコンで一体的に記録しても可

(2) 個体識別番号等の表示

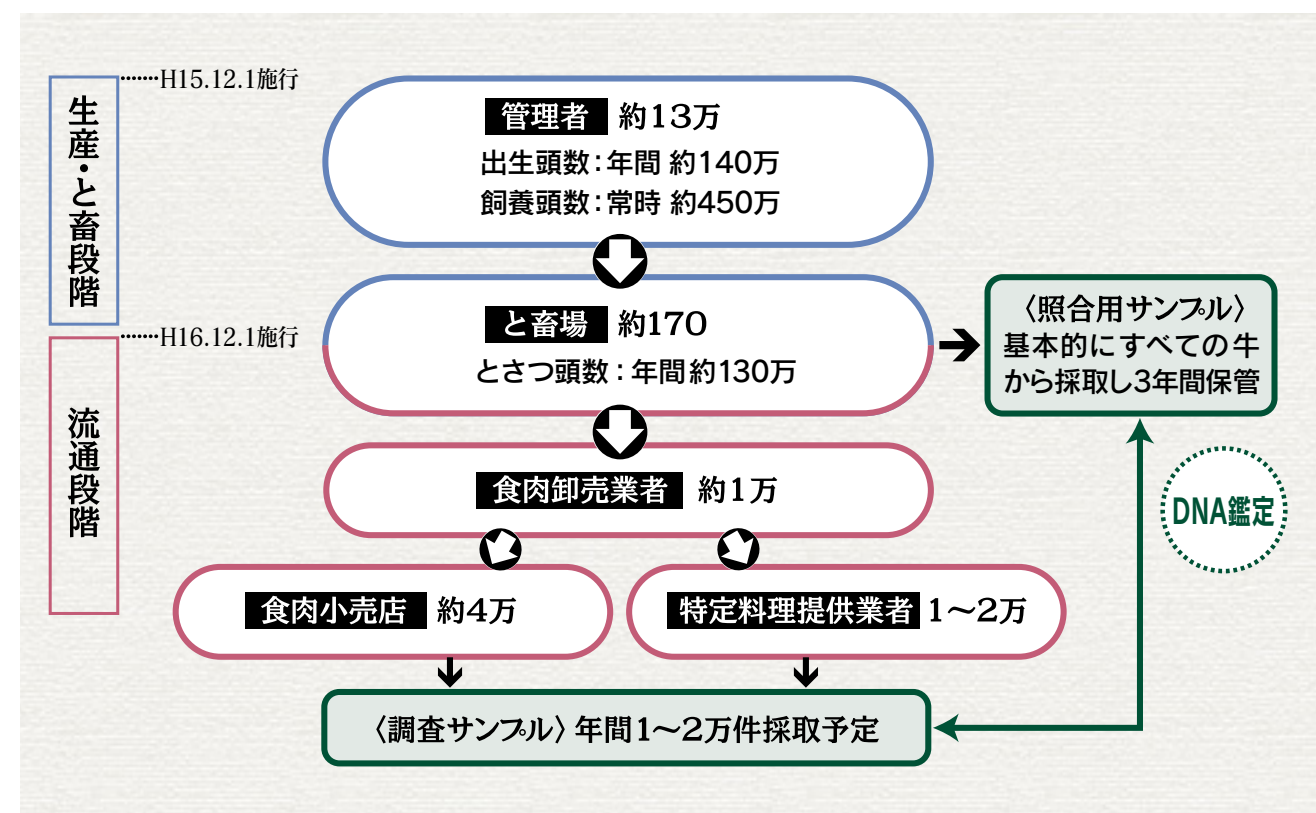
部分肉への個体識別番号やロット番号の表示も、上記①の規定を満たすことが基本です。ただし、正確な伝達のためには、例えば、部分肉をダンボールに梱包する場合、部分肉、ダンボール箱と納品伝票に表示することが望まれます。具体的には、8頁を参照して下さい。

1 DNA鑑定を行う理由とその仕組み

牛の出生からとさつまでは、取り外すことのできない耳標により、牛と個体識別番号の一体性が確保され、かつ履歴がデータベース化され公開されています。

これに対し、牛肉については、1頭の牛がいくつもの商品へと加工され取引されていくことから、個体識別番号の表示と仕入れ・販売の記録は販売業者等に任されています。

そのため、その信頼を確保する仕組みが必要とされ、と畜場から小売店等まで個体識別番号が正しく伝えられていることを確認する仕組みとして、小売店で販売されている精肉等と、と畜場において枝肉から採取された同一個体識別番号のサンプルとを、DNA鑑定により照合することとなりました。



2 鑑定結果の利用

鑑定の結果、枝肉と同一のものであることが確認できなかった場合には、販売していた食肉小売店など、その牛肉の取引に関わった販売業者に、農林水産省職員が確認のための調査や立入検査を行う予定です。

なお、流通段階の措置については、平成16年12月1日から施行となりますが、平成15年12月より、照合用サンプルや調査サンプルの採取、DNA鑑定を試験的に開始しています。

〈参考3〉法律及び関係規定

1. 法律及び省令(食肉小売店関係部分の抜粋)

法 律	法 省 令
<p>牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法</p> <p>(定義)</p> <p>第二条</p> <p>3 この法律において「特定牛肉」とは、食用に供される牛の肉(これを原料又は材料として製造し、加工し、又は調理したもののその他の農林水産省令で定めるものを除く。)であつて、牛個体識別台帳に記録されている牛から得られたものをいう。</p> <p>5 この法律において「販売業者」とは、牛の肉の販売の事業を行う者をいい、(以下略)</p> <p>(販売業者による個体識別番号の表示等)</p> <p>第十五条 販売業者は、特定牛肉の販売をするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該特定牛肉若しくはその容器、包装若しくは送り状又はその店舗の見やすい場所に、当該特定牛肉に係る牛の個体識別番号を表示しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、販売業者は、一の特定牛肉について一の個体識別番号を表示しなければならない。ただし、次に掲げる要件のいずれにも該当する特定牛肉の販売をするときは、一の特定牛肉について二以上の個体識別番号を表示することができる。</p> <p>一 いずれの牛から得られたものであるかを識別することが困難な特定牛肉であること。</p> <p>二 農林水産省令で定める頭数以下の牛から得られた特定牛肉であること。</p> <p>3 第一項の場合においては、販売業者は、農林水産省令で定めるところにより、個体識別番号の表示に代えて、荷口番号(個体識別番号以外の番号又は記号で個体識別番号に対応するものをいう。以下この条において同じ。)を表示することができる。</p> <p>4 前項の場合には、販売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その氏名又は名称を併せて表示するとともに、当該特定牛肉の販売の相手方、消費者その他の者の求めに応じ、当該荷口番号に対応する個体識別番号を明らかにしなければならない。ただし、他の者が定めた荷口番号を表示する場合において、農林水産省令で定めるところにより、当該他の者の氏名又は名称を表示したときは、この限りでない。</p>	<p>牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則</p> <p>(法第二条第三項の農林水産省令で定める牛の肉)</p> <p>第二条 法第二条第三項の農林水産省令で定める牛の肉は、次のとおりとする。</p> <p>一 食用に供される牛の肉(以下単に「牛肉」という。)を原料又は材料として製造し、加工し、又は調理した物</p> <p>二 牛肉を肉ひき機でひいたもの</p> <p>三 牛肉の整形に伴い副次的に得られたもの</p> <p>(販売業者による個体識別番号の表示方法)</p> <p>第二十二条 法第十五条第一項に規定する個体識別番号の表示は、当該特定牛肉若しくはその容器、包装若しくは送り状の見やすい場所又はその店舗の見やすい場所(不特定かつ多数の者に販売する場合に限る。)に、明瞭にしなければならない。</p> <p>(農林水産省令で定める頭数)</p> <p>第二十三条 法第十五条第二項第二号(法第十六条第二項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める頭数は、五十とする。</p> <p>(販売業者による荷口番号の表示方法)</p> <p>第二十四条 法第十五条第三項(法第十六条第二項において準用する場合を含む。)に規定する荷口番号の表示は、当該特定牛肉若しくはその容器、包装若しくは送り状の見やすい場所又はその店舗の見やすい場所(不特定かつ多数の者に販売する場合に限る。)に、明瞭にしなければならない。</p> <p>(販売業者の氏名又は名称の表示方法)</p> <p>第二十五条 法第十五条第四項前段(法第十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により販売業者の氏名又は名称を表示するときは電話番号その他の連絡先を併せて表示しなければならない。</p> <p>2 法第十五条第四項後段(法第十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により他の者の氏名又は名称を表示するときは、電話番号その他の連絡先を併せて表示しなければならない。</p>

<p>(帳簿の備付け等)</p> <p>第十七条 と畜者、販売業者及び特定料理提供業者は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿(磁気ディスクをもって調製するものを含む。以下同じ。)を備え、特定牛肉の引渡し若しくは販売又は特定料理の提供に関し農林水産省令で定める事項を記載し、又は記録し、これを保存しなければならない。</p> <p>(勧告及び命令)</p> <p>第十八条</p> <p>2 農林水産大臣は、販売業者が第十五条第一項、第二項又は第四項の規定を遵守していないと認めるときは、当該販売業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>4 農林水産大臣は、前三項に規定する勧告を受けたと畜者、販売業者又は特定料理提供業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該と畜者、販売業者又は特定料理提供業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第十九条</p> <p>3 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、販売業者若しくは特定料理提供業者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に当該販売業者若しくは特定料理提供業者の事務所、事業場、店舗その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは検査に必要な限度において特定牛肉若しくは特定料理を集取させることができる。ただし、特定牛肉又は特定料理を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。</p> <p>(罰則)</p> <p>第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>三 第九条第四項又は第十八条第四項の命令に違反した者</p> <p>四 第十七条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかつた者</p> <p>五 第十九条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、これらの規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p> <p>第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。</p>	<p>(帳簿)</p> <p>第二十七条 と畜者、販売業者及び特定料理提供業者は、法第十七条に規定する帳簿を一年ごとに閉鎖し、閉鎖後二年間保存しなければならない。</p> <p>2 法第十七条に規定する農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>二 販売業者販売に係る特定牛肉ごとに次のイ及びロに掲げる事項(販売の相手方が不特定かつ多数の者である場合にあつてはロに掲げる事項を除く。)</p> <p>イ 仕入れに係る特定牛肉に対応する一若しくは二以上の個体識別番号又は荷口番号(法第十五条第三項に規定する荷口番号をいう。以下この条において同じ。)、当該仕入れの年月日、当該仕入れの相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該仕入れに係る特定牛肉の重量</p> <p>ロ 販売に係る特定牛肉に対応する一若しくは二以上の個体識別番号又は荷口番号、当該販売の年月日、当該販売の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該販売に係る特定牛肉の重量</p>
--	---

(注) 本冊子における「ロット番号」とは、法律第十五条第三項に定める「荷口番号」のことです。

2. 施行通知及び運用通知(食肉小売店関係部分の抜粋)

○牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の施行について (農林水産事務次官通知)

第2 定義

3 特定牛肉

法において「特定牛肉」とは、食用に供される牛の肉(以下単に「牛肉」という。)であって、牛個体識別台帳に記録されている牛から得られたものをいうこととされた。ただし、以下の牛肉については、規則により対象外とすることとされた(法第2条第3項、規則第2条)。

- (1) 牛肉を原料又は材料として製造し、加工し、又は調理したもの
- (2) 牛肉を肉ひき機でひいたもの
- (3) 牛肉の整形に伴い副次的に得られたもの

法の対象となる「特定牛肉」から除外する牛肉については、たとえ対応する牛が特定できたとしても、その数が極めて多数に及ぶ一方で、対応する牛の特定に極めて手間・コストがかかるものであり、主として消費者の牛肉に対する信頼を確保するために個体識別情報の伝達を義務付けるという制度の趣旨と手段の在り方のバランスを考慮して、対象外とすることとされている。

具体的には、(1)では牛肉を原材料として製造されるコンビーフ等の缶詰製品や店頭で販売される牛肉の調理品が、(2)ではひき肉が、(3)では牛肉の枝肉への整形過程で除去される牛の頭部に含まれる「舌」及び「頬肉」、部分肉への整形過程で発生するいわゆる「くず肉」、これを消費者向けの商品とした「小間切れ」(「切り落とし」)等が該当する。これにより、「特定牛肉」として該当する牛肉は、と畜場や食肉処理場から搬出される一般的な状態である「枝肉」や「部分肉」、小売段階の商品の状態である「牛ロース」、「スライス肉」等の精肉が該当することになる。

5 販売業者及び特定料理提供業者

法において「販売業者」とは、牛肉の販売の事業を行う者をいうこととされた。また、「特定料理提供業者」とは、「特定料理」の提供の事業を行う者であって政令で定める要件に該当するものをいうこととされ、令で定める要件により、料理の提供を主たる事業としている者であって、その者の提供する料理が主として「特定料理」である者とされた(法第2条第5項、令第2条)。

「販売業者」は、上述した「特定牛肉」の「販売」を継続かつ反復して事業活動として行っている者である。「販売業者」に該当する事業者については、「特定牛肉」の対象から、牛肉を原材料として製造・加工品や調理品が外れることから、これらの製品を製造加工し、その卸売を行う「製造業者」や弁当等を調理し、その小売を行ういわゆる「中食業者」(料理品小売業者)は対象外となり、枝肉等の卸売業者や精肉の小売業者が該当することとなる。(右下の運用通知参照)

第5 特定牛肉の表示等

2 販売業者による個体識別番号の表示等

(1) 個体識別番号の表示

販売業者は、特定牛肉の販売をするときは、当該特定牛肉若しくはその容器、包装若しくは送り状又はその店舗の見やすい場所に、当該特定牛肉に係る牛の個体識別番号を明瞭に表示しなければならないこととされた(法第15条第1項、規則第22条)。

なお、店舗の見やすい場所で表示するのは、販売の相手方が不特定かつ多数の者である場合に限ることとされた(規則第22条)。

(2) 二以上の個体識別番号を表示するときの要件等

ア 販売業者は、一の特定牛肉について一の個体識別番号を表示しなければならないこととされた。ただし、以下に掲げる要件のいずれにも該当する特定牛肉の販売をするときは、一の特定牛肉について二以上の個体識別番号を表示することができることとされた(法第15条第2項、規則第23条)。

- (ア) いずれの牛から得られたものであるかを識別することが困難な特定牛肉であること。
- (イ) 50頭以下の牛から得られた特定牛肉であること。

イ また、販売業者は、(1)による個体識別番号の表示に代えて、個体識別番号以外の番号又は記号で個体識別番号に対応するもの(以下「荷口番号」という。)を表示することができることとされた。この場合には、特定牛肉若しくはその容器、包装若しくは送り状の見やすい場所又はその店舗の見やすい場所(不特定かつ多数の者に販売する場合に限る。)に明瞭に表示しなければならないこととされた。また、荷口番号の表示をした者の氏名又は名称及び電話番号その他の連絡先を併記し、当該特定牛肉の販売の相手方や消費者の求めに応じて、当該荷口番号に対応する個体識別番号を明らかにしなければならないこととされた。ただし、仕入先等の他者が定めた荷口番号を表示する場合は、当該荷口番号を定めた者の氏名又は名称及び電話番号その他の連絡先を表示すれば、必ずしも自らの氏名等を表示し、又は消費者等の求めに応じて当該荷口番号に対応する個体識別番号を自ら明らかにする必要はないこととされた(法第15条第3項及び第4項、規則第24条、第25条)。

(3) 荷口番号による表示の考え方

法における牛肉の流通段階における措置は、特定牛肉かどのような牛に由来するものであるかを流通・消費の各段階で特定できるようにすることを主なねらいとしており、当該特定牛肉がいずれの牛に由来するものであるかの特定は、できる限り個体レベルでなされることを原則とすべきである。このため、法においては、一つの商品単位の牛肉について、当該特定牛肉に対応する一の個体識別番号を表示することを原則とすることとされている。

しかしながら、とさつ・解体以後の牛肉の流通や処理の過程は多様であり、例えば、複数頭分の牛肉を組み合わせて一つの商品として取引する方法や、複数の牛の特定の部位だけをまとめ一つの商品として取引する方法等が消費者や販売先のニーズに応じて日常的に行われているのが実態である。

他方、たとえ牛肉かどの牛に由来するものであるかの特定を個体レベルで行うことができなくても、牛肉に対応する牛の範囲が限定されれば、その範囲内で個体識別情報の確認が可能であるとともに、BSEの発生等の方が一の事態においても、牛肉や対応する牛の範囲が特定されることから、牛肉の安全に対する信頼を確保するという法の趣旨に照らしても有意義といえる。このため、一つの商品単位の牛肉に対応する牛を個体レベルで特定することが困難であって、対応する牛が一定の範囲内で特定されることを条件として、一つの商品単位の牛肉について複数の個体識別番号又はこれに代わる番号又は記号(荷口番号)を表示することを認めることとされている。ただし、複数の個体識別番号又はそれに代わる荷口番号の表記を無制限に認めることは、上述の法の趣旨を損なうおそれがあることから、一定の上限を課すこととされた。この上限値の決定に当たっては、本措置によって牛肉流通の効率性が過度に損なわれることのないよう、我が国の大規模な部分肉処理施設における1日の処理頭数の平均がおおむね50頭であることを踏まえ、「50」とすることとされたところである。

なお、個体識別番号及びこれに代わる荷口番号は「一の牛肉」を単位として表示することとしているが、この「一の牛肉」は一つの商品単位、すなわち、

ア 卸売の段階では、部分肉や「牛正肉」の1ブロック又はこれらを複数分まとめた1包装単位

イ 小売の段階では、例えば、パック売りの場合にあっては1パックごと又はこれらを同一の商品として他の商品と区分して配置した1販売区画、量り売りの場合にあってはショーケース内における同一の商品を陳列した1トレイがこれに相当するものである。

4 帳簿の備付け等

と畜者、販売業者及び特定料理提供業者は、帳簿(磁気ディスクをもって調製するものを含む。以下同じ。)を備え、特定牛肉の引渡し若しくは販売又は特定料理の提供に関し、以下に掲げる者に応じ、それぞれ以下に掲げる事項を記載し、又は記録し、これを1年ごとに閉鎖し、閉鎖後2年間保存しなければならないこととされた(法第17条、規則第27条)。

なお、これらの措置に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかった者は、30万円以下の罰金に処せられることとされた(法第23条第4号)。

(2) 販売業者

販売に係る特定牛肉ごとに、次のア及びイに掲げる事項(ただし、販売の相手方が不特定かつ多数の者である場合にはあってはイに掲げる事項を除く。)

ア 仕入れに係る特定牛肉ごとに、

- (ア) 当該特定牛肉に対応する一又は二以上の個体識別番号(又は対応する荷口番号)
- (イ) 当該仕入れの年月日
- (ウ) 当該仕入れの相手方の氏名又は名称及び住所
- (エ) 当該仕入れに係る特定牛肉の重量

イ 販売に係る特定牛肉ごとに、

- (ア) 当該特定牛肉に対応する一又は二以上の個体識別番号(又は対応する荷口番号)
- (イ) 当該販売の年月日
- (ウ) 当該販売の相手方の氏名又は名称及び住所
- (エ) 当該販売に係る特定牛肉の重量

○牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の運用について (消費・安全局長及び生産局長通知)

3 販売業者

「販売業者」は、牛肉の販売を継続かつ反復して事業活動として行っている者であり、このような者は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第21条第1項の規定により「食肉販売業」(食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第5条第9号)の営業の許可又は卸売市場法(昭和46年法律第35号)第15条第1項若しくは第58条第1項の規定により卸売市場における卸売業務の許可を受ける必要があることから、「販売業者」に該当する者であるかどうかについては、当該許可を受けている者であるかどうかを基準として判断するものとする。